

第18回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年5月23日（月）午後4時から午後5時

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員（8人）

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	山田久男
委員	1番	遠藤文男
	3番	安達義男
	5番	森山一郎
	6番	加藤修三
	7番	佐藤敏夫
	8番	南波博直

4 欠席委員

欠席者なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

係長 黒崎 陽介

7 会議の概要

事務局長 ただいまから第18回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席です。総会は成立しておりますので、総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 それでは、1番 遠藤委員、3番 安達委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の黒崎係長を指名いたします。

議長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

【出席した内容について口頭で報告】

- ・ 4月27日(水)
農業委員会中越協議会 臨時総会
会場：柏崎市「柏崎市役所」
出席者：内藤会長
- ・ 5月6日(金)
熊本地震義援金の送金(農業委員会一同、事務局2名)
- ・ 5月20日(金)
農業委員会中越協議会 役員会・総会
会場：柏崎市「柏崎市産業文化会館」
出席者：内藤会長

議長 それでは、議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第1号について説明いたします。議案書1ページからご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、2件の報告がございます。

【議案書に基づいて番号1の申請内容を説明】

詳細については、貸出人の亡くなられた父であるTさんが借受人の父であるNさんと平成26年2月末より10年間の利用権設定をしておりましたが、現場が借受人の自宅から遠く、作業効率等、条件が悪いことからこのたびの合意契約に至りました。解約された農地の耕作の受け手については、この後の議案第3号農地利用集積計画に上程されます。

【続いて議案書に基づいて番号2の申請内容を説明】

詳細については、貸出人の子である先日亡くなられたEさんと、平成28年2月より4年間の利用権再設定をしておりましたが、現在、高齢である貸出人は入院生活により、自作が不可能であることからこのたびの合意契約に至りました。解約された農地の耕作の受け手については、この後の議案第3号農地利用集積計画に上程されます。

なお、参考に2件共、水稻の自作地が0㎡であり、1年以上の自作履歴が無いため、中管理事業への採択案件にはならないと判断いたしました。

説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、また内容が関連しております、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、まとめて事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、議案第1号について説明いたします。議案書4ページからご覧ください。議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、1件の申請がございます。

【議案書に基づいて、番号1許可申請内容を説明】

詳細につきまして、申請人は現在居住している住居（木造草葺平屋建築60年以上）が老朽化しているため、宅地に転用し住宅を新築（平屋建）するものであります。申請地は転作による休耕田であり、近年は家庭菜園程度の耕作をしつつ自己保全管理を行っておりました。申請地は、ほ場整備の区域外の農地であり、中山間地域に存在する小集団の生産性の低い農地であるため、全ての農地区分に該当しない農地、第2種農地に該当することが確認されます。新築予定の住宅は農家住宅に該当し、転用面積も上限の範囲内であり、また隣接する農地への影響も無いことが確認されましたので許可相当に認められると思われれます。なお申請地に隣接する、隣人の農地を譲受け住宅敷地とする予定でありますので、この住宅敷地の一部分の転用案件が、この後の議案第2号、農地法5条許可申請に上程されます。

事務局 続きまして、議案第2号について説明いたします。議案書5ページからご覧ください。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請がございます。

【議案書に基づいて、番号1許可申請内容を説明】

議案第1号の案件で説明しましたとおり、譲受人の新築住宅敷地確保に関連するものであります。譲受人は、譲渡人と隣接する自己所有地だけでは敷地面積が足りず、形状も悪いことからこのたびの許可申請に至りました。当該地は隣接する譲受人の農地と同じく、転作による休耕田であり、長年自己保全管理を行っておりました。ほ場整備の区域外の農地であり、中山間地域に存在する小集団の生産性の低い農地であるため、全ての農地区分に該当しない農地、第2種農地に該当することが確認され許可相当に認められると思われます。説明は以上です。

議長 ただいまの説明に関連して担当地区委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7番 5月11日に事務局と一緒に現地調査をしてきました。譲受人にも立会いたたきました。先ほど事務局の説明したとおりであります。

周辺のほとんどが譲受人の所有地であり他者の耕地に迷惑もかからないと判断でき、隣接地に田んぼがありましたが、譲受人の田んぼであることから特に問題ないと思われます。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

5番 このあとの宅地への登記についてはどのような手順となりますか。

事務局 許可後になりますが、まず譲受人への所有権移転登記手続きを行い、併せて宅地への地目変更登記申請を行います。

5番 譲受人は農地をどのくらい所有していますか？

事務局 5,700㎡程となります。

議長 ほかにございますでしょうか。

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号の番号1について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号の、議案第2号共に原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第3号について説明いたします。議案書の8からページをご覧ください。議案第3号農地利用集積計画について、6件の利用権設定の申出がありました。すべて円滑化団体である越後さんとう農協が間に入った転貸案件となります。

【議案書にもとづいて農用地利用集積計画を説明】

以上、円滑化団体である越後さんとう農協を通した利用権新規設定が6件合計で23,671.28㎡となります。計画内容について全案件、農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。

なお、申請が遅れた理由は、6件共、それぞれ同じ受け手への作業委託により既に耕作が開始されておりましたが、現在水稻共済細目書の確認時期にあり、それぞれの出し手の意向により、正式に利用権の設定をしたいとのことで、申請が遅くなったとのJAからの報告がありました。

説明は以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

6 番 番号2の受け手の方は年齢が77歳であります。10年間の利用権設定となりますと10年後にはかなりご高齢になると思いますが、家族等に若くお手伝いできる方がいるのでしょうか？

事 務 局 勤め人ではあります。50歳くらいのご長男の方がおります。

5 番 番号3、番号5、番号7の案件の出し手の方は、いままで自作だったのでしようか。

事 務 局 平成26年2月末まで、M氏への利用権設定により耕作されておりました。それ以降は更新されず、E氏への作業委託により耕作されていたことが報告されました。

1 番 このたびの案件はすべて残りの面積に伴い中間管理事業の対象とはならないとのことでありましたが、集積協力金等も絡むことから、今後残りの田んぼを出せば協力金の交付対象になるのでしょうか。あとで申請ができなくならないよう適格な判断により進めていただきたいと思います。

事務局 出し手が残した農地は一部を除き転作田であります。今後の申請についても要件さえ達成すれば可能と思われませんが、中間管理事業の借入は水稻に限られるものであり難しいものがあります。このたびは、中間管理事業の対象となりませんでした。今まで取引のあった農協の転貸に出したいとの出し手の意向によるものでもあります。農協からも中間管理事業の説明もしていただいております。今後も離農者との相談の際には最も有利になるように対応していきたいと考えております。

6 番 番号5、番号7、番号9、番号11の受け手の方が同じであります。このたびの利用権設定で耕地面積のトータルはどのくらいになりますか。

事務局 このたびの設定が約16,000㎡となり、これを合わせると経営面積が約40,600㎡となります。

議長 ほかにご意見等はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 では、原案のとおり議案第3号について決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員から挙手していただきしたので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第18回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

平成28年5月23日

議 長 ⑩

議事録署名委員
1 番 ⑩

議事録署名委員
3 番 ⑩